



「名古屋芸術大学開学 50 周年基金」寄附のお願い

名古屋芸術大学は、1970 年（昭和 45 年）に創設され、2020 年（平成 32 年）に開学 50 周年を迎えます。同窓会会員、地域の皆様方をはじめ、多くの関係者のご尽力を通じて社会に貢献できる大学として、今まで発展することができましたことに対し心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

このたび、名古屋芸術大学開学 50 周年記念事業として大学等の教育研究設備の充実、環境の整備及び記念事業を計画しております。同事業の実施に当たって、寄附金のご協力をお願いして寄附いただきました寄附金により、記念事業の演奏会、展覧会、記念講演等を実施することを予定しております。

今後も皆様に心から愛され、「感性豊かな」社会人の育成に貢献する芸術大学としてあり続けることを誓いますとともに、寄附金の目標額達成のため、皆様方のご協力とご支援を心よりお願い申し上げ、開学 50 周年記念事業が予定どおり実施することができますよう、格別のご芳情をお寄せいただきたく、ここに謹んでお願い申し上げます。

【寄附金の目的】

名古屋芸術大学開学 50 周年記念事業（演奏会、展覧会、講演会、学内施設整備等）

【寄附金のご案内】

- 1 目標金額 1 億円
- 2 期 間 2018 年（平成 30 年）12 月 1 日～2021 年（平成 33 年）3 月 31 日
- 3 受入口数 個人の方：1 口 5,000 円。できれば 2 口以上のご協力をお願いします。
法人の方：1 口あたりの金額は特に定めておりません。

【お申込み手順】

- 1 お申し込み方法（2通り）
 - (1) 「名古屋芸術大学開学 50 周年基金寄附申込書」にご記入のうえ、下記のお問い合わせ先あてにメール、FAX 又は郵送いただいた後、お振込みをお願いいたします。
 - (2) 本学の寄附金収納システム（インターネット）からお申し込みいただくこともできます。クレジットカードやコンビニエンスストア、Pay-easy をご利用してのお申し込みが可能です。
URL <http://www.nua.ac.jp/50th/syunen.html>
- 2 寄附金受領書等の送付
ご寄附の入金確認ができ次第、礼状及び寄附金受領書等をお送りします。
(確定申告の際に必要となりますので保管してください。)

【税制上の優遇処置】

ご寄附いただいた寄附金について、税制上の優遇措置が受けられます。

（詳細は本学ホームページをご覧いただかず、各自治体へお問い合わせください。）

- 1 個人からのご寄附の場合
所得税額の計算において寄附金総額から 2,000 円を差し引いた額がその年の課税所得から控除されます。（寄附金支出が総所得金額等の 40% に相当する金額を超える場合には 40%相当が限度）控除手続きは確定申告でお願いします。寄附金受領書等を証明書としてご利用ください。
- 2 法人からのご寄附の場合（受配者指定寄付金制度）
本制度を利用して私立学校へ寄附をした企業等法人は、法人税法上、支出した寄附金の全額を当該決算期の損金に算入することができます。（受配者指定寄付金制度をご利用の際は事前にご連絡ください。）

【ご寄附いただいた皆様への謝意】

ご寄附いただきました皆様には、末永く本学の歴史に刻ませていただくとともに、感謝の意を込め次のことを行います。

- 1 ご芳名の掲載：ご芳名を本学ホームページ及び大学広報誌に掲載します。
- 2 寄附者の顕彰：個人で累計 10 万円以上、法人で累計 30 万円以上のご寄附をいただいた方には、「名古屋芸術大学開学 50 周年記念事業寄附者銘板」にご芳名を刻印し末永く顕彰します。
- 3 大学情報のご案内：本学の広報誌の送付及び各種の行事イベントのご案内をします。
- 4 2 口以上ご寄附いただいた方には、記念事業の招待券を送付します。

【個人情報について】

寄附お申し込みの際にご提供いただいた個人情報は、寄附申込者の管理、礼状、寄附金受領書等、各種案内等の送付のみに利用し、ご本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

【その他】

寄附の進捗状況、寄附金支出事業とその金額については、本学ホームページ上に定期的に報告します。

★お問い合わせ先

学校法人 名古屋自由学院 法人事務局付 寄附事業担当 高橋・坪井

〒481-8502 愛知県北名古屋市熊之庄古井 281

TEL (0568) 48-1550 FAX (0568) 48-1551 E-mail:info-kifu@nua.ac.jp

【参考資料】(名古屋芸大生夢サポート募金募集要項より抜粋)

免税措置について

ご寄附された場合、原則として次の税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人の場合

新入生の保護者の皆様からのご寄附につきましては入学年の12月までは税法上「学校の入学に関する寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象となりませんので、預めご了承くださいますようお願い申し上げます。

① 所得税に関する優遇措置

「特定寄附金」(所得控除)

寄附金額(総所得金額等の40%が限度) - 2千円 を所得から控除

※所得控除後の所得に税率を乗じるため、所得税率が高い高所得者ほど減税効果が大きくなります。

② 個人住民税に関する優遇措置

ア 学校法人名古屋自由学院※への寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市町村にお住まいの方は、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

なお、平成25年4月1日現在、学校法人名古屋自由学院※を寄附金税額控除の対象法人に指定している地方公共団体は次のとおりです。

(都道府県) : 愛知県

(市町村) : 市町村については、お住まいの市町村へお問い合わせください。

イ 住民税の控除額

・都道府県が条例で指定した団体への寄附金税額控除額

県民税 [寄附金額(総所得金額の30%が上限) - 2千円] × 4%

・市町村が条例で指定した団体への寄附金税額控除額

市民税 [寄附金額(総所得金額の30%が上限) - 2千円] × 6%

・名古屋市に居住の方、平成29年1月1日以後の寄附税額控除額

県民税は [寄附金額(総所得金額の30%が上限) - 2千円] × 2%

市民税は名古屋市役所にお問合せください。

ウ 当該都道府県・市町村から要請があった場合は、本学から寄附者名簿を提出することとなっておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。寄附者名簿には、寄附者氏名、住所、寄附金額、寄附金受領日を記載いたします。

③ 所得税および個人住民税に関する手続き

ア 所得税と個人住民税について、両方とも優遇措置を受ける場合は、寄附をした翌年に所轄税務署で所得税の確定申告を行ってください。

イ 個人住民税の寄附金税額控除のみの適用を受ける場合は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

ウ 免税の手続きに必要な本学の「受領書」と「特定公益増進法人の証明書の写し」は、寄附金が本学に入金され所定の手続きが終わり次第お送りいたします。

(2) 法人の場合

法人からのご寄附は、法人税法上一定の要件を満たした寄附金が、当該事業年度の損金の額に算入することが認められています。

損金算入にあたりましては、①日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)を通じて行う「指定寄附金(受取者指定寄附金)」と、②「特定公益増進法人に対する寄附金」とがありますので、どちらかを選択してください。

「指定寄附金(受取者指定寄附金)」をご選択の場合は私学事業団所定の「寄附申込書」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒で募金事務室宛にご送付ください。本学所定の「寄附申込書」もお送りください。

① 指定寄附金(受取者指定寄附金)に関する優遇措置

ア 私学事業団を通じて寄附者(法人)が指定した学校法人に寄附していただく制度で、寄附金全額を損金に算入できます。

イ 本学に入金された寄附金は、一旦本学から私学事業団に送金します。(本学は寄附法人に「預り証」を発行します。ただし、この「預り証」は免税手続きには使用できませんのでご注意ください。)

ウ 免税に必要な「寄附金受領書」は、私学事業団から発行され次第お送りします。

[損金算入について]

私学事業団が寄附金を受理した日が損金算入日となります。寄附金をいただいてから、本学から私学事業団への送金、および私学事業団発行の受領書がお手元に届くまで、約1ヶ月半程度を必要とします。したがいまして、当該決算期に損金処理をされる場合には、決算日の1ヶ月前半までに、お振り込みいただきますようお願いいたします。

② 特定公益増進法人に対する寄附金に関する優遇措置

ア この寄附金は、一般的の寄附金の損金算入限度額(※注)と別枠で損金に算入できます。

この寄附金の損金算入限度額 = (所得金額 × 6.25% + 資本等の金額 × 0.375%) × 1/2

※(注)一般的の寄附金の損金算入限度額 = (所得金額 × 2.5% + 資本等の金額 × 0.25%) × 1/4

平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

イ 免税の手続きに必要な本学の「受領書」と「特定公益増進法人の証明書の写し」は、寄附金が本学に入金され所定の手続きが終わり次第お送りいたします。

※今回のご寄附が損金の枠内で貯まる場合、「特定公益増進法人に対する寄附金」でお申し込みいただきますと、本学の「受領書」と「特定公益増進法人の証明書の写し」のみで減免税のお手続きができ、比較的短時間での事務処理が可能となります。

ウ 資本金のない法人、公益法人等の場合は、上記損金算入限度額を算出する際の率等が違いますのでご注意ください。詳しくは、法人税法、国税庁のHP等でご確認ください。

③ 法人からのご寄附について

ア 寄附者が法人として寄附金を支出した場合でも、法人税法上その法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与として取り扱われることがあります。

イ 法人が各事業年度において支払った寄附金の額を仮払金等として処理した場合には、当該寄附金はその支払った事業年度において支出したものとなります。したがって翌年度の寄附金支出としては認められません。

ウ ご寄附のお申し出がありましても、当該年度中に実際のお支払いがない未払い金等の場合は法人税法上損金算入が認められませんのでご注意ください。この場合は、実際にお支払いをされた年度に損金算入が認められます。

エ 寄附金は、実質的に資産の譲渡等に係る対価に該当すると認められるものを除き、消費税法上は課税仕入れとはなりませんのでご注意ください。

※名古屋芸術大学の経営母体は「学校法人名古屋自由学院」です。